

午後3時04分開会

○はやお委員長 みなさんこんにちは。本日は急きょお集まりいただきありがとうございます。

ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

お手元に配付した次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、項番1、100条調査についてに入らせていただきます。

昨日の企画総務委員会100条調査では、先日8月26日に実施した東京ミッドタウン日比谷について視察した際の感想について、皆さんから一言いただきました。

その上で、石川区長が共有名義で購入した三番町のマンションの一室がなぜ事業協力者住戸になったのか、三井不動産レジデンシャル株式会社を含む三井不動産の区内における開発にあたって、区の事務執行上何らかの便宜を図った見返りではないかという疑いがこれまでの調査で一層濃くなったように思われます。

引き続き問題の核心について明らかにしていくために、これまで石川区長並びに石川区長次男の証人尋問を行ってきました。

購入した住戸が「事業協力者住戸」であったことについて、石川区長は「知らされていない」「手続きはすべて息子が行った」と述べ、石川区長次男は多くの尋問に対し「覚えていない」と繰り返すばかりでした。

さらに真相を明らかにするために、今後も関係者の証人喚問は不可欠と考えています。

証人喚問でお呼びする方については、委員の皆様において、様々なご意見があると思いますが、おおよそ大別いたしますと、一つが、購入した側である石川区長のご夫人をやはり一度お呼びし、購入にかかる経緯について明らかにする必要があるという意見。一方で、なぜマンション販売業者である三井不動産レジデンシャル株式会社側が、今回石川区長とご家族が購入した住戸を事業協力者住戸としたのか、販売当時の事業者側の責任ある立場の方から事情を伺う必要があるとの意見がありました。

限られた時間の中で効率的に調査を進めていく必要があると考えておりますが、委員の皆さんのご意見を聞きたいと思いますので、今後の証人喚問について決定していきたいと思っております。

皆様のご意見を聞かせていただければと思います。挙手をもって確認したいと思います。意見を聞かせていただきたいと思っております。

では、すみません。全員言っていただくということでよろしいですかね。（発言する者あり）じゃあ、申し訳ない、岩田委員のほうから。座ったままで結構ですよ。

○岩田委員 区長が「私は知らない。次男がやっていた」という話はありませんけれども、奥さんがやったという話ではなく、ただ、名前は出ているので、利害関係者のうちの一人であるというのは思うんですが、奥さんと呼んで、どこまで新しい証言が得られるのかということ、ちょっとそこはわからないので、何ですかね、賛成、反対というそういう強い意思ではなく、三井を呼ぶというのには賛成いたしますが、奥さんと呼ぶという必要性はあまり感じないような気がいたします。

○はやお委員長 はい。それでは続きまして、うがい委員。

○うがい委員 実際、利害関係者の一人であるということ、そしてそれぞれが「知らなかった」とか「記憶にない」というふうに、自分はその真実を明確にしないという姿勢がどうしても見え隠れするので、当事者の一人として、それはどんなふうにまた現わされるか、重要な3人の購入者の一人として、重要なことだと思しますので、ぜひそのあたりを聞いてみたいと思います。

○はやお委員長 はい。それでは続きまして、小枝委員。

○小枝委員 私の意見は、何度か申し上げていますが、今年6月から本格的な調査に入った中で、もうすでに区長が三井不動産レジデンシャルのほうに照会をかけている文書と、それから6月25、26あたりで記者会見の資料として配付したものの両方に、次男は1月9日、貴社の担当者から、×××号室についてその日に希望すれば先着購入することができる可能性があることを聞いたと。もしくは営業担当者から、早く申し入れれば優先的購入ができると持ちかけられて購入したと明らかにしているというところでは、もう事実は疑いなくはっきりしているにも関わらず、この間区長が配付し続けている文書の中には、次男は公募価格で購入しており、一切の優遇的取扱いを受けたとの認識はありませんと、また100条委員会でも同じようなことを言っているということは、これはもう、本当は教育的にもとにかく大人が嘘をつくのは、あってはならないことなんですけれども、ちょっと状況はそう簡単に認識を一にできるという状況ではなく、あるという状況であると思いますので、で、またこのあいだ次男さんからお話の中で、平成28年の2月8日にレターパックで契約手続きのご案内が届けられ、いただいた資料の中では、区長、区長夫人そして次男さん3者でこれを受け取っている。それは×××の区長のおそらくご自宅ということで送られているということから考えると、ここのところを、ましてや夫人への委任状を2月19日に書いている、そして2月の20日に契約をしている、そこをしっかりと確認をする必要があるので、奥様には来ていただくことがより一層明らかにし、そして区長にも、区長は100条で語りますというふうに言った後に解散を仕掛けているわけですから、やはり100条の中でしっかりと答えていただく必要がある。なぜならば、事務執行のゆがみ、私は都市計画の先生に今回の資料を読んでみていただいたんですけれども、まあ事業者のねらいは、今後区内で行う予定のプロジェクトだと思いますと。

地区計画の緩和など、いずれにせよ官民の癒着以外の何物でもないというようなコメントをいただいている、そうすると日程、本当に全部、ずっと全部並べて見れば誰にでも分かる、子どもにでも分かる時系列なんですけれども、この平成27年モデルルームを見学したときに、日比谷の無償貸し付けの、行政内の段取りをすべて端折ってほぼ決定の方向に導き、そして平成28年に、この購入手続きをしているその同じ年の6月3日に、日比谷の無償貸し付けと、そして有償の転貸もオーケーという非常にあり得ない、千代田区の区政始まって以来というか、今後もおそらく二度とないだろうということなことをなさっているということからすると、ここはしっかりと区長及び区長夫人をお呼びして、事実を確認するとともに、区長が出されている意見書の中身について、今日時間がないのでしょうから、その、これ本当に時系列で並べれば、全くこの文書が当たらないことは明らかですので、こういうことを地域に配付しまくるということは、全く情報混乱、かく乱ということになりますので、委員長のほうでしかるべき対応をしていただきたいと。資料出しなり、分か

りやすいものをまたちゃんと外に向けて公表していただきたい。というふうに思います。○はやお委員長 またあとです、石川区長のほうが様々に出していただいた意見書がございます。これについても、またあらためて委員からのご意見をいただきたいとします。いま、このところで、証人をどうするかというところの大きなファクターを決めるための気になったのが、石川区長が2020年8月21日に意見書を100条委員会あてに送った内容、またこのことについては、のちほど再度確認させていただきたいとします。

それでは引き続きまして、林委員。

○林委員 まず、証人出頭の請求というのがどういう場合かということ、具体的な調査事項について、照会や資料の提供及び当局側の積極的協力がある用が足り、それによる事実の把握ができれば、関係人の出頭を求めなくてよいというのが、100条調査の逐条解説で書いてあります。

で、そうやって考えていくと、石川雅己さん側が、積極的に100条委員会に協力をすると解散劇のときに言ったにもかかわらず、資料は出してこないわけなんです。具体的に言うと、小枝委員も言われた平成28年2月8日、×××に三井不動産レジデンシャルさんから契約手続きのご案内と、レターパック、ここで3人連名で筆頭が次男のかた、二番目が石川雅己区長、三番目が区長の奥様の3人連名です。すでに2月8日の日に3人で共同購入できるというものが出ております。これは何を意味するかということ、6月16日の石川区長の証人尋問の際には、NHKの報道があった3月じゃないとわからないと言ったんですけども、三井不動産レジデンシャルさんからの資料提供、積極的ですね、この委任状が2月19日に石川雅己さんが委任状に署名、捺印をしていたと。で、この時点が私が初めて共同購入って知った時点ですって、石川雅己さんが言ったにもかかわらず、またレジデンシャルさんから、もっと前の2月8日の日にお手紙が来ていたと、共同購入の。となってくると、レジデンシャルさんからは記録の照会によって資料の提供が十二分に100条調査によってなされている。一方で、石川雅己さんのほうは、意見書はあとでやるんでしょうけれども、100条調査には協力しないで意見書というのを出されていると。で、この事実確認をしなくちゃいけないんで、どうだったかということ、石川雅己さんは次男がすべてやった、次男のかたは4、5年前だから覚えていない、という形ですので、そうなってくると、当然共同購入者で、遅くとも2月8日に3人連名で共同購入というのが三井不動産レジデンシャルさん側からの資料提示によってわかっていますから、6月16日の

石川区長が2月の19日の委任状のときに初めて共同購入を知ったというのが、偽証である可能性が極めて高く、いつの時点で3人共同購入を、石川雅己さんの奥様に確認をしなくちゃいけないというのが、真相解明にとって必須条件だと思います。

で、もう一点が、委員長がお諮りになられた販売事業者のかた、石川家ファミリーとどなたが対応して、この事業協力者住戸と言われる優先枠は出てきたのかという確認も、石川雅己さんは自分はよく知らない、次男に聞かなくちゃわからない、次男のかたは4年も5年も前のことだからわからないというお話でした。ただ、レジデンシャルさんからのほうは、担当者のお名前がしっかり記載された証拠資料が来ておりますので、このかたと石川家が対応したのか、どのような交渉をしたのかというのは、共同購入の、石川雅己さん

でもなく、次男でもなく、もうひとかた石川雅己さんの奥様に事実確認をしない限り、優先的な事業協力者住戸を販売された側というのが、確定された事実認定というのができないイコール真相究明ができないということです。石川雅己さんの奥様を証人と呼ぶのは必要不可欠だと思います。以上です。

○はやお委員長 はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、木村委員のほうから。

○木村委員 今回、この問題の出発点になったのは、区長が総合設計制度を許可し、100パーセントの容積率を上乗せしたマンションの一室を、いわゆる事業協力者の枠組みで無抽選で購入していたと。この問題が明らかになって、当該委員会の調査が始まったわけですね。調査を通して一番の目的というのは、まちづくり行政における、いわゆる事務執行がゆがめられたのかどうか、ゆがめられたとしたらどのようにゆがめられたのか、それを元に戻す、公正なまちづくり行政をつくるためにはどうしたらいいのか。これが本委員会の大事な役割だと、そのように思っています。

この間の調査で、一定の到達を私は築いてきたというふうに私は思います。それはもう弁明の余地もないように、明らかに区長とその家族は無抽選で優先的にあの三番町のマンションを購入したと。これは三井不動産レジデンシャルからの記録でもはや明らかだと思うんです。だとしたら、次に求められているのは、なぜ区長とその家族に便宜を図ったのか。地権者や得意客向けの事業協力者住戸をなぜ初めての取引相手に提供したのかと。ここにやはり次の調査は進むべきだというふうに思うんですね。その点では、三井不動産レジデンシャル、誰を呼ぶのかというのは一つ、もう一段落踏む必要があると思うんだけど、三井不動産レジデンシャルをまず呼んで、その点を明確にしていくことが私はいま当該委員会に求められているんじゃないかというふうに思っています。その点では、区長夫人をあらためて証人喚問として出頭要請する必要はないと思っています。以上です。

○はやお委員長 はい。それでは続きまして桜井委員、お願いいたします。

○桜井委員 私は、まず冒頭に、これからの中での尋問については、石川区長の奥様、そして石川区長にまずは尋問をすべきというふうに思っております。

今まで当委員会、各委員からも話がありましたとおり、この委員会が調査をし、様々な事実について積み上げを行ってまいりました。その中で、区長の行ってきたことについての裏付けもできたということで、一定の区長に対する事実が明らかになり、それは告発という形にできたというふうに思っております。しかし、8月の21日付で石川区長から意見書が100条委員会あてに届きました。この内容を見ると、×××号室が事業協力者住戸という説明を受けて手続きをしたことはないということ尽きます、というところから始まっています。石川区長に対して、事実証拠になるものも含めて提示をしながら区長にその事実について問いながら、その事実が明らかになってきたにもかかわらず、こういった文書が出てきていると。これは、この文書の中には同じようなくだりが多々出てきておりますし、またこの驚くことには、こういった区長の見解があたかも三井不動産レジデンシャルが悪いんだといったような、そんなようなくだりまで出てきているという事実が8月21日の意見書の中に書かれているわけでございます。

で、奥様は民間人でございますから、もちろん大変な配慮をしながら尋問をさせていただくと、調査をさせていただくということは当然ではございますけれども、このマンショ

ンを決めるにあたって、夫人が中心的になったかどうかということについては、少なくとも、区長との間の委任状も含めてですね、区長の夫人は関わりのあるかたであることは、これはもう明らかであります。で、このレターパックの宛先が3名のかたの名前になっていたということも含めてですね、一つひとつ確認をしていかなければならないことがあるんだと思っております。ということで、私はまずは石川区長夫人、そして石川区長に尋問をお願いをしたいというふうに思っております。

それと、三井不動産レジデンシャルの話も出てきておりますが、今まで三井不動産レジデンシャルについては、大変真摯な対応はしていただいているというふうに、私個人的には思っております。その出していただいた証拠書類等を積み重ねる形の中で、告発まで至ったわけでございますので、新たな質問点、明らかにしなければいけないものというものが、これからの尋問なりまたは調査の中で出てくるということであれば、もちろんこれを否定するものではありません。以上でございます。

○はやお委員長 はい、ありがとうございます。それでは、米田副委員長。

○米田副委員長 私は、区長のご夫人は呼ばなくても大丈夫、呼ばなくてもよいと考えております。区長、また次男さんをお呼びし、夫人まで呼んでこれ以上新しい何か事実が出てくるとは、私は思いません。また、区の総合設計制度の事務執行の手続き上、何かの瑕疵があったかという手続きを考えると、区長夫人を呼んでも、この部分に関して何も出てこないのではないのかなと考えております。

もう一つは、三井不動産レジデンシャルさんですが、皆様のおっしゃるとおり、事業協力者住戸であれば、もしそのようなことがあったとすれば、どのような手続きで、何を思っていたのかというのが、私は一度確認したいと思っております。

○はやお委員長 はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして、小林（た）委員。

○小林（た）委員 千代田区のまちづくりの中で、事務執行のゆがみの出発点というのが、報道により示された事業協力者住戸を石川さんが購入したと。特定行政庁の責任者である石川さんがまちづくりの中で許可したそのマンションを買ったということが出発点であり、そこに石川さんを尋問したら次男がと言われるし、先ほどから言われている契約手続きのご案内のレターパックが3人の宛名で、なおかつ石川さんの×××のマンションに届いているということを確認すると、3人が一体しているということだとわかります。その3人が一体しなおかつ石川さんは語らない、次男さんは忘れたというような中で、3人一体したその中のもう一人というのが、石川さんの夫人に証人尋問として来てもらって確認しなくてはいけないことがあります。レターパックを受け取っている、証言していない唯一のかたで、いつ3人になったかということ、中に何が入っていたかということなどは、必ず確認すべきことだと思っております。

それからあと、三井不動産レジデンシャルです。その相手方も今の時点でよくわからなくなっているんで、その点も含めて、一番尋問をして証言が取れる石川雅己さん夫人にはぜひ来ていただいて、真実を語っていただきたいと思っております。

○はやお委員長 はい、ありがとうございます。休憩します。

午後3時29分休憩

午後3時31分再開

〇はやお委員長 それでは再開いたします。

ただいま、各委員から様々なご意見をいただきました。当然いろんな意見があっただけで、さるべきだと思っております。そういうこともありまして、リーガルチェックをしていただいております鈴木先生、中川先生のほうから意見を聞かせていただければと思っております。中川先生は先ほどまで、我々のほうとの話し合いの中でご意見をいただいております。もし補足することがありましたら言っていただければと思いますが、中川先生のほうからはですね、あえてご夫人をお呼びするというこの中で、新たな、新しいことは出てこないかもしれないと。でも、形式的に利害関係者という点においては、呼ぶということに関しては、委員会で決めることではないのかと。そしてまた、この質問に際しては、民間のかたであるということもありますので、限定して、効率よく証言を求めるといったことが必要ではないのかということをおアドバイスを受けております。もし何か足りないことがありましたら、いいですか。（発言する者あり）はい。

今日は鈴木先生はお時間がありまして、今日来ていただいておりますので、鈴木先生、様々な委員の中のご意見をいただいておりますので、先生のほうから知見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

〇鈴木利治弁護士 では、ご許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。本件の調査の過程で、石川雅己区長が、問題の×××号室を購入する過程について、三井不動産レジデンシャル側からの資料、それから区長及びご子息の証人尋問で、いろいろな事実が明らかにされてきたわけでございますけれども、区長は、先ほど委員長がご紹介したとおり、次男さんが関与して、自分はずっとあとの段階、当初の議会のご答弁では、最終残金を払う直前くらいに共同購入ということになったと、こういうようなご答弁だったというように思うのですが、三井不動産レジデンシャル側からの資料の中に、売買契約に先立って、ご夫人に売買契約の委任をするというようなことがありましたんで、少なくともその時点まではさかのぼるだろうということになったわけでございますが、さらに先般の次男さんの証人尋問の際に、区長が住んでいらっしゃる自宅を意味する×××に三井不動産レジデンシャルから関係資料が届けられたと、こういう証言が出されたわけでございます。で、三井不動産レジデンシャル側からは、レターパックの送り状と思われる文書が追加資料で提出されております。で、この宛先が次男さんの証言にあったとおり、3人になっていると、こういうことでございまして、するといつの時点で区長さんが共同購入者の一員になったのかというようなことについて、少なくとも受け取った側である××夫人のほうにも何らかの記憶があるのではないかと。で、この記憶があるとすれば、それによって得られる証言によって、いつ区長が共同購入者になったのかというあたりのところが、はっきりわかってくるのではないかと、こう思うところでございます。

中川先生がおっしゃるとおり、もう何年か前のことですから、お詳しい記憶がないということになるということがあるかもしれませんが、それにしても、少なくとも資料が届いたということ程度のことは、現物を示すということによって記憶が呼び起こされるということは大いにありうることでございまして、事実関係を明らかにして、この売買契約において、いつ区長が買主になったかということの認識ですね、このあたりのところはもうはっきりさせておいたほうがいいたろうと。で、あとは先ほど委員長がおっしゃったよ

うに、事業協力者住戸という取り計らいがされるということについて、販売事業者側の担当者とはやはり何らかの折衝があったのではないかなのということも考えられるところでございますが、このあたりのところについても確認をしておくということが、三井不動産レジデンシャル側で、誰に何を聞いたらわかるのかというあたりの足掛かりになるというような副次的な効果もあろうかと思われまますので、最後は証人として誰をお呼びするかということは、委員会でお決めになることでございますので、私としては、呼ぶということによって、必要と思われる事実が捕捉できるのではないかと。そして、そのことが今後の進めべき調査について、誰を呼ぶかということについての指針になるということではないかということが期待できるのではないかとと思われまますので、このあたりのことをご参酌のうえで、委員会のほうでお決めをいただいたらと考えております。

○はやお委員長 はい。鈴木先生、ありがとうございました。

ただいま鈴木弁護士の方からも、知見をご指導いただきました。

もう意見も出尽くしたかと思えます。

これまで100条調査にあたっては、全員一致で進めてまいりましたが、証人喚問で次回どなたをお呼びするかについて、様々なご意見がある中、今回につきましては、採決をもって、次回お呼びするかを決めたいと思えますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

それでは、いろいろな意見がありましたが、次回、石川区長夫人を証人喚問を行うべきという意見がたくさんありましたので、石川区長夫人を証人喚問としてお呼びしますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○はやお委員長 うがい委員、林委員、桜井委員、小林（た）委員、小枝委員、賛成多数でございます。よって、次回証人尋問として、石川区長夫人を証人喚問として請求させていただきます。

なお、三井不動産レジデンシャル株式会社につきましては、当時の責任ある方が誰であるか等々のこと、それをこちらのほうから照会をさせていただきます、改めて証人喚問についての日程も含めて決めていきたいと思えます。

通常、何で事業協力者住戸にしたんだというふうに言っても、これは組織決定しているということでございますので、この事業協力者住戸にした意思決定過程を、いつ、どこで、誰が、どのように決めたのかを、わかる書面をいただくよう、照会していきたいと思えます。それをもとにいたしまして、三井不動産レジデンシャルの証人喚問、そして今回お呼びする石川区長夫人のレジデンシャルとの関係を踏まえまして、証人としてお呼びする方も決定していきたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

証人喚問の期日ですが、なるべく早くと思っております。証人喚問の文書送付の点を考えますと、最低2週間は取りたいと思っております。本日の段階では9月18日15時、90分以内とさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

続きまして、東京ミッドタウン日比谷の開発に関し、区の事務執行がどうであったのか明らかにするため、区に対し、土地の無償貸付等も含め意思形成過程について、詳細な資料提供を求めていると思いますが、よろしいでしょうか。これは前回の委員会でやったことの内容で、照会をかけて100条調査権に基づいての資料要求ということです。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それではありがとうございます。

続きまして、先ほど出る意見が出てきました、8月21日付、企画総務委員会、100条委員会担当議員各位ということで、石川区長、雅己さんの自筆のサインが入っている意見書が出ております。これにつきましては、すでに皆様のところへ配付させていただいております。この内容につきまして、先ほどと重なるところはあると思いますが、ご意見のある方、ご意見をいただければと思います。

○木村委員 私もこの意見書を拝見し、大きく言って三つの誤解があるんじゃないかというふうに思いました。

一つは、先ほど桜井委員が言われたように、×××号室が事業協力者住戸という説明を受けて手続きをしたことはないということに尽きますという文言から始まっていますが、私たちが問題にしているのは、区長が容積率緩和を許可したマンションの一室を無抽選で区長と家族が購入していたと、このことを問題にしているわけですね。で、この総合設計制度の許可について、区長は携わっていないというだけけれども、建築基準法という法律の立てつけは、区長の指揮監督のもとに許認可事務を携わる建築主事を置くと、そういうしくみになっているわけですね。かつ、建築審査会が第三者機関として審査するけれども、その委員も区長が任命するというしくみになっているわけで、この厳格な対応を求められているにもかかわらず、ちょっとこの認識の弱さがこういった疑惑を招いたと、それが一つです。

それから二つ目はですね、購入者の×××号室の購入は、第一期二次の時期になると思われまして、これも誤解です。第一期二次のときはすでに×××号室はすでに抽選外になっていました。もうすでに分譲の対象でなくなっているわけですね。オープン、一般公開になったのがこの第一期二次だけれども、そのときにはすでに分譲の対象として抽選の枠外になっていた。これも二つ目の誤解です。

そして三つめが、最初のやつと関係があるだけけれども、優遇措置を受けていないというその理由を、価格だけに絞っているんですね。しかもそれは、予定価格表とカンテイという、不動産のいろんな資料を作っている、調査している調査会社だけれども、カンテイの資料と予定価格表を比較し、もともと予定価格表というのは、確定の価格表、正式な価格表じゃないんで、比較の対象にならないだけけれども、比較の対象にならないものを比較し、そして、かつ価格だけで、何ら便宜を受けていないという、そういう内容です。しかし、私たちが問題にしているのは、価格じゃないんです。区長が許可した物件を、区長と家族が無抽選で購入されていたということの問題にしているんであって、以上の三つを、軽視できない誤解、大きな誤解があるということだけは、ちょっとまず指摘しておきたいと思います。以上です。

○はやお委員長 はい、ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○小枝委員 私も、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、ことしの調査になりました、一つは6月8日付で石川区長から事業者あてに照会書を出しているという文書の中に、区長の次男さんが、1月9日、貴社の営業担当者から、この部屋について、その日に購入を希望すれば先着購入することができる可能性があることを聞いたとの認識があるというふうに言っていて、6月16日の区長の100条の尋問のときには、それを否定というか、違った回答をし、それを挟んでまたあとの6月25、26の記者さんへの配付した資料の中には、販売元の三井不動産レジデンシャルの営業担当者から、早く申し込めば優先的に購入できると持ちかけられて購入したということですね。そこからすると、ここに価格面でも優遇された分譲対象でなかったことも明白ですと書いてあるんですけども、優遇購入していることは明らかなのに、その部分をわざと書かずに、これを意見書として出している。で、また区民に配付しているものについても、ここはもっとすごく端的な書き方をしている、次男は1月9日、三井不動産レジデンシャルから示された公募価格で購入しており、一切の優遇的取扱いを受けたとの認識はありません、これはもう真逆なんです。ですから、こういうふうな、誤解っていうよりは、事実と異なることを説明をする。また、予定価格表についても、マスコミに配付したものの中には、事業協力者住戸というものが入ったものも配付しているんですね。だけれども、1月9日、何らかの事情で2種の価格表があったと。つまり、事業協力者というふうになっているものと、区長が持っているものだけは金額が入っていたということについても、これは区長に聞いたかどうかというか、聞きたいと思えますけれども、区長が陳述している中に、価格に関してはちゃんとしてねということを書いてたっていうから、それは出して下さいよという、レジさんのほうも、求めがあれば作ることはできるみたいなことも書かれてましたね。ですから、しかし事業協力者住戸であるという説明もしているというようなことからすると、非常に巧みに、やってはいけないことを承知しながら絶対に謝らず、絶対にお詫びをせず、反省をしない。職員であれば利害関係者、これだけの何百億もの契約をする相手方である業者の利害関係者から、ものを買ったらもうこれはクビ、大変なことになるわけです。ましてや区長だったら、当たり前なんです。一切の説明もお詫びもなければ、全く異なる説明を書きまくって配付しまくるという不誠実な状況に対して、何とか、これはもう是正の一策を講じなければいけないんじゃないかというふうに、私は思っております。ので、委員長に求めたいのは、まずこの意見書の、可能であればですね、公開を、いまちょっと公開のありかたがちょっとまだらになっていて、私できる限り自分のネットで内容を公開するようにしているんですけども、もう少しこの論点に関するものを公開していくことによって、マスコミ各社の方々も、事実の検証ができるような、区民の方々も事実にとどり着けるような情報開示のしかたをぜひ検討していただきたいということは、お願いしたいと思って、今日参りました。よろしくお願ひします。

○はやお委員長 休憩します。

午後3時49分休憩

午前3時50分再開

○はやお委員長 それでは再開いたします。

ただいま小枝委員のほうからご指摘いただきました。

意見書ということで、8月21日、石川雅己さんの自筆で委員会のほうに届いております。委員会に対して届いておりますので、これにつきましては、きちっとオープンにしてやっていきます。で、あといろいろと個人情報もありますので、そのところはマスキングしております。この資料をもとに、皆様もご判断いただきながら、そして今の話を踏まえて、今回もあえて夫人に、というところに至る大きな起因になったのは、この意見書なんです。本来詰めてきた内容を整理していたにも関わらず、結局は事業協力者住戸と知らなかった、でも知らなかったって言いながら、きちっと優先購入ということと言及していると。つまり、内容的に言ったら、抽選が行われていなかった。安くなろうと、高くなろうと、ここは間違いなく、今回コロナ禍で金額が下がったとかという話はありませんけれども、これは間違いなく人気住戸であったことは間違いないと。それが、本来は一般募集でされるところが、抽選されるべきはずであったものが、抽選がされなかったというところに問題がある。つまり、あっせん利得があったということなんです。そのところに焦点をずらされてしまうと、大変なことで、我々としては、ここのところがなければ、あえて夫人の証人はなかった。動けば動くほど、私たちのほうとしても、きちっと区民に説明をしなくちゃいけない。真相を説明しなくてはいけないという中から、石川さんが使った「苦渋の選択」で、今回はあえて夫人も証人として呼び出すということの決定に至っているということになります。

ほかに、意見書につきまして、ご意見がございましたら。

○桜井委員 ここに書かれている、区長がいろいろと述べられている内容一つ一つについては、各委員からもその疑問点、今まで我々が積み上げてきた真実に対して、事実と違うことが、区長の解釈で述べられている点があります。その一つひとつについては、委員の皆様もご指摘されているとおりですので、私は言いませんけれども、ただ、ここに書かれている、この一つ一つの内容が、これが意見書という形で、今委員長これを公にというお話をいただきました。ただ、これをこのままに、間違った解釈で区民の皆さんのところに届くということについては、非常に甚だ疑問だと私は思っておりますので、これから夫人のあとにまた区長の尋問があるかもしれませんけれども、この内容について、やはり一つ一つ質していくというようなことをしていかなければいけないのではないかと、意見書の細かなところでなくてですね、扱いについて意見を述べさせていただきますけれども、しっかりとそこところは、質していかなければいけないと思いました。以上です。

○はやお委員長 はい。それでは、林委員。

○林委員 私は8月21日付、24日に区議会のほうで受理した石川雅己さんの意見書の意見については、これは成立しないのではないかという形で、三つの論点で意見というか、立証をかけていきたいというふうに思いますが、一つ目が、事業協力者住戸の認識の有無について。石川雅己さんは、平成28年、2016年1月9日付の価格表しかなく、事業協力者住戸であることは知らないと主張されております。これまで三点積み上げてきました、100条委員会としては、整理と確証ができております。一点目が、三井不動産レジデンシャルから送付された資料の中には、契約日前の日付の価格表に、事業協力者住戸として明記されたものがありました。二点目が、平成27年11月7日、石川雅己さんの次男がモデルルームを訪問した時期に、販売対象となっていない、一般販売住戸であるFタ

イブ、要は何××号室ですね、×××ですとか、ラインを希望していること。三点目が、自分の弁護士、石川雅己さんがお二人の弁護士に代理人として依頼して、6月16日の証人尋問の前に、抽選がない、先着順で買えるということを三井不動産レジデンシャルから聞いていたと説明していたこと。この三点から、事業協力者住戸という用語はともかくとして、優遇を受けていたという認識は、必ず石川家の中にはあったはずだというのが一つの論点の主張です。

もう一点、優遇の有無。これ、石川雅己さんは、本物件は不人気物件であり、二期販売では軒並み値下げされていて、区長らは当初価格で買わされたのであり、優遇はされていないと、ご主張をされております。これについて、100条委員会のほうでは、区長らが購入した時期は、購入希望者がどのようになるかもわからない一般販売の前であったこと。二点目が、しかも次男らが購入希望したのは、縁故販売の際に、次回以降も販売を予定していた住戸であり、三井不動産レジデンシャルは、次男らの希望を受けて、直ちに一般販売住戸を事業協力者住戸とした優遇をしたこと。三点目が、正当な対価であったとしても、値上がり確実な未公開株のように、一般入手困難な物件を優先的に購入できるのも、賄賂性がありうるというのが、100条委員会で積み重ねてきたことです。

三点目が、意見書の3ページの最後に書いてある、三井不動産レジデンシャルに対して、要は石川雅己さんが、その説明責任を求めていく所存ですと、ご主張させているんですけども、これについては、我々が7月27日に議決して、8月26日、東京地検ですね、に偽証、証言拒否、要は三井不動産レジデンシャルのどなたと確認したのか、しっかりと証言してくださいよという形で、文書の照会をしたにもかかわらず、証言拒否をしておいて、こんな文面を出してくるというのは、誤解を飛び越えて、ちょっと100条調査を冒とくされているのかなと。ただ、証言拒否については、東京地検特捜部のほうがしっかりと捜査を始めていかれるかと思しますので、そちらは捜査権に委ねるとしても、あまりにも本年3月の予算特別委員会でこのマンションに対する質疑をやったときの虚偽答弁の数々を含めて、ちょっとこの意見書を、桜井委員と一緒に、これを区民のかたにそのままご配付すると、あまりにも事実誤認の形で、かつ東京地検特捜部の捜査対象になっているものも、区民のかたに入れるというのは、ちょっと疑問点があるので、もしやるのであれば、併せた形で、石川雅己さんが区議会に出された意見書、これには事業協力者住戸と明記された価格表もありますので、それもご本人に確認したうえで、すべて公開していくというのが、自然な流れかなというのが、考えであります。以上です。

○はやお委員長 はい。ほかにございますでしょうか。

ただいまちょっと、るる桜井委員、林委員のほうから話をいただきました。

今回のところについては、傍聴者に対して資料を開示します。あと、ネットオープンにつきましては、いま様々なご意見がありましたので、この意見書に対して、我々としては、今までの経緯、経過を含めて、整理をした文章を添えてネットオープンするということでしょうか。非常にここは重要なところで、あまりにも都合のいいところだけかいつまんで文書にされ、そして庁内、地域を回られているという状況です。

本来であれば、こういうことがなければって何度も繰り返しますけれども、やはり、正しい真相、事実をしっかりと把握したものを資料として出していただくなら結構ですけれども、このところにつきましては、今まで調査を積み重ねてきたところもありますので、

一応、また正副で受け止めさせていただきまして、整理したものを委員会のほうでおかけし、そしてネットのほうに掲示したいと思っております。

○林委員 三井不動産レジデンシャルさんのほうから、100条調査に基づいた文書照会によるものは、出すのはやはり信義則があるんで、レジデンシャルさんに確認する必要があると思うんです。とはいうものの、石川雅己さんが今年の6月12日、闇レクと言われている一部の報道機関だけ呼んだ、お配りした価格表と、6月16日の証人尋問の際に配付した資料、価格表、これを石川雅己さん本人に確認をとったうえで、しっかりと資料提供をして区民の方にご判断いただくという形が手順かなと。あまりレジデンシャルさんのほうの、例えば28年のレターパックの中身というのが、これ証人尋問と違って×××号室買うことが決まって、3人連名が2月8日にできているんですよ。ただ、その資料提供が石川雅己さん側から来てないんで、あくまでも石川雅己さんが報道機関に提供したもの、価格表、その中にずばり、事業協力者住戸って入った価格表があるんで、それをオープンに、ご本人に確認のうえ出すのが、筋論かなという気がいたします。

○はやお委員長 はい。その辺ちょっと整理させていただきます。と申しますのは、ちょうど都合のいいところだけ出されてしまってまして、実は2月の8日のところには、すでに価格表について事業協力者住戸って書いてあるのを、報道のほうにも配付しちゃっていると。それが6月12日。そしてまた6月16日の証人尋問後のぶら下がりでも同様のものを配っております。その中でもきちっと優先購入ということも言及しておりますので、その辺のところも踏まえまして、しっかりと今回の意見書についても、委員会のほうに投げられておりますので、対処していきたいと思っております。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。こういう様々な中で、意見書についても、きちっと精査をしていただいて、また区長にも、そういうことも含めて、再度また証人尋問をしなくてはならないということになります。そういう状況の中で進めてまいります。あと加えて、今後事務執行の調査をしていく中では、場合によっては、当事者の、実際の職員につきましても、証人喚問または参考人というスタイルでやるか、その辺を含めまして皆さんともご相談させていただいて、進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それでは、100条委員会ということで、その他何かございましたら、皆さんのほうから意見をいただきたいと思っております。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 それでは、その他ということも終了させていただきます。

今後も精力的に調査を進めていきたいと思っております。その際には、これまで同様、委員の皆さんにお諮りしながら丁寧に本調査を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、100条調査については終了いたします。

次に、100条調査以外のその他に入ります。

私からは特にございません。委員の皆様からございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは本日の企画総務委員会を終了させていただきます。皆様
どうもありがとうございました。

午後4時03分閉会